第二条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第二条の二　地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

第三条第二項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第三項中「、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化」及び「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「当該抑制等の」を「その」に改め、「行うとともに」の下に「、必要な資金の確保」を加え、同条第四項及び第五項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第四条第一項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第二項中「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化」及び「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第五条及び第六条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第八条第二項第三号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項第四号中「抑制」を「削減」に改め、同項第八号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第四章の章名及び第十九条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第二十条第一項中「削減並びに吸収作用の保全及び強化」を「削減等」に改める。

第二十一条第一項中「削減並びに吸収作用の保全及び強化」を「削減等」に改め、同条第三項中「都道府県並びに」を「都道府県及び指定都市等（」に改め、「の指定都市」の下に「（以下「指定都市」という。）」を加え、「（以下「指定都市等」という」を「をいう。以下同じ」に、「前項」を「前項各号」に、「温室効果ガスの排出の抑制等を」を「温室効果ガスの排出の量の削減等を」に改め、同項第一号中「自然的条件」を「自然的社会的条件」に改め、同項第二号及び第三号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項に次の一号を加える。

五　前各号に規定する施策の実施に関する目標

第二十一条中第十二項を第十七項とし、同条第十一項中「指定都市等」を「市町村」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十項を第十五項とし、同条第九項中「第五項」を「第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第八項を第十三項とし、同条第七項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。

第二十一条第六項中「指定都市等」を「市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「指定都市等」を「市町村」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4　市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5　市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一　地域脱炭素化促進事業の目標

二　地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）

三　促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

四　地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

五　地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

イ　地域の環境の保全のための取組

ロ　地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

6　促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。

7　前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例）

第二十一条の二　市町村が、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号ロに掲げる事項に促進区域（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第五項の農林水産省令で定める基準に適合する区域に限る。）においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業（同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。）の整備を含むものに限る。）と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合であって、当該地方公共団体実行計画のうち前条第五項各号に掲げる事項が同法第四条第一項に規定する基本方針に適合するときは、当該地方公共団体実行計画に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備（当該市町村が作成した同法第五条第一項に規定する基本計画（以下この項において「基本計画」という。）に定められているものを除く。）については、当該地方公共団体実行計画を基本計画とみなして、同法第七条（第四項第一号、第三号、第四号及び第七号から第九号まで、第五項、第六項、第七項第一号、第二号及び第四号並びに第九項から第十五項までを除く。）、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の二第三項の規定により認定された同条第一項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とする。

2　前項に規定する場合においては、市町村は、地方公共団体実行計画において、前条第二項各号、第三項各号及び第五項各号に掲げる事項のほか、当該市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第四項各号に掲げる事項を定めることができる。